

(例規 2 1)

陸幕人計第 5 1 3 号  
2 3 . 9 . 1 6

改正 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官  
各 方 面 総 監 殿  
各 部 隊 長  
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長

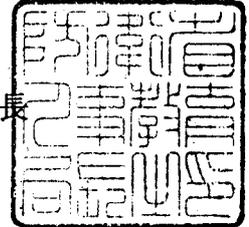
幹部候補者を免ずる場合の自衛官の任命について (通達)

標記について、別添により実施されたい。

添付書類：人計第 6 1 2 1 号 (2 3 . 5 . 1 6)

陸上幕僚長  
海上幕僚長 殿  
航空幕僚長

人事教育局長



幹部候補者を免ずる場合の自衛官の任命について（通知）

任命権者は、幹部候補者たる自衛官について、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号。以下「訓令」という。）第14条の規定により幹部候補者を免ずる場合の任命について、今後は下記の事項に留意しつつ、適材適所な活用に努められたい。

記

- 1 任命権者は、幹部候補者を命ぜられた自衛官（訓令第3条の2、第7条の2又は第8条の規定に基づき幹部候補者を命ぜられた者に限る。以下同じ。）を訓令第14条の規定により免ずる場合は、当該自衛官に対し、現階級より下位の階級に任命し職務に従事することができる旨を示すことができる。
- 2 その際、任命権者は、次に掲げる事項を併せて示すものとする。
  - (1) 任命する階級及び当該階級において従事する職務
  - (2) 当該任命に伴う給与その他の処遇
  - (3) 当該任命がその後の人事管理に及ぼす影響
  - (4) 第4項に規定する内容その他必要な事項
- 3 任命権者は、前2項を行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。
  - (1) 幹部候補者を命ぜられる前の階級において勤務した期間の勤務成績及びその他の能力の実証
  - (2) 幹部候補者としての期間の勤務成績及びその他の能力の実証
  - (3) 任命する階級に求められる能力

- 4 任命権者は、幹部候補者を免ぜられる自衛官が、現階級より下位の階級に任命されることに同意する場合は、当該自衛官に対し、書面による同意書を提出させるものとする。この場合において、任命権者は、当該自衛官に対して同意することを強制してはならず、同意するか否かを判断するのに必要な時間を確保しなければならない。
- 5 任命権者は、前項の同意書が提出されたときは、幹部候補者を免ずるにあたって、当該自衛官が同意した階級に任命するものとする。
- 6 前項により、現階級より下位の階級に任命された場合の号俸は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の7第1項及び第2項並びに第6条の8に定めるところによる。